

より良い生活環境を今後も提供していくために

平成**30**年**4**月から

下水道使用料を改定します

公共下水道は、市民の皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つため、下水道使用料や税金で運営されています。

今回の下水道使用料改定は、公共下水道を使用している人に、下水道施設の整備進捗に見合った下水道使用料のご負担をお願いするものです。これにより税金での補てんを抑え、税負担のあり方をより適正にします。

👉 下水道使用料の改定内容

平成30年4月分の下水道使用料から新たな使用料制度を適用します。

今回の改定では、1m³当たり43.2円の値上げとなり、平均25%の改定率となります。

■ 下水道使用料単価表(消費税込)

			改定前	改定後
		水量区分	単価 (円/m ³)	単価 (円/m ³)
一般汚水	基本使用料 (基本水量)	~5m ³	486.0	702.0
	超過使用料 (従量区分)	6~30m ³	140.4	183.6
		31~100m ³	226.8	270.0
		101~500m ³	324.0	367.2
		501m ³ ~	367.2	410.4
その他汚水	工所用	1m ³ につき	367.2	410.4
	その他	1m ³ につき	140.4	183.6
公衆浴場の汚水		1m ³ につき	16.2	16.2

1m³当たり
43.2円
の値上げ

👉 下水道の費用負担のあり方

下水道事業は使用者負担が原則ですが、税金で補てんしています

- 汚水の処理費用は、原則として下水道使用料で全額を負担することになっています。(受益者負担の原則)
- しかし、下水道の整備途中においては、汚水処理場などの先行投資が多くなることから、維持管理に係る経費(※1 維持管理費)の全額と、整備に係る経費(※2 資本費)のうち整備進捗に見合った額を下水道使用料としてご負担いただくこととしています。
- 下水道使用料で不足する額は、税金で補てんしています。下水道を使用していない市民も負担している税金で補てんすることから、適正な負担が求められます。

※1 維持管理費

汚水処理費用のうち、処理場の運転に必要な電気代や使用料の徴収業務経費など

※2 資本費

汚水処理費用のうち、施設の建設時に借りた企業債の利息や施設の減価償却費など

下水道使用料の現状

現在の下水道使用料では、維持管理費の100%と資本費の55%を賄っており、残りの資本費45%分は、税金で補てんしています。



同格市平均や全国平均と比較してみると、整備進捗率はほぼ同じ水準ですが、資本費の回収率(※3)は低い状況です。

月間水量	整備進捗率	資本費の回収率
同格市(10市)平均	76.3%	71.9%
全国平均	74.1%	72.1%
四日市市(平成28年度)	76.0%	55.1%

他都市と比べて低い

同格市及び全国平均は平成27年度決算による

※3 資本費の回収率

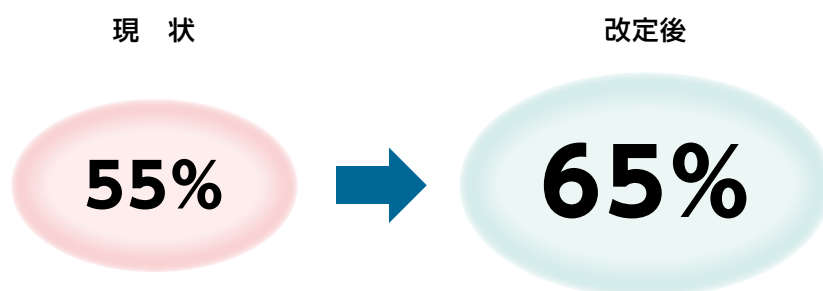
下水道使用料で資本費を回収している割合

下水道使用料水準の適正化

本市の下水道使用料は他市と比べて低い水準にあると言えます。

資本費の回収率を整備進捗率に近づけるため、資本費の回収率が65%になるように、下水道使用料の改定を行います。

■資本費の回収率



下水道使用料改定の効果

■下水道事業への税金の負担額を抑制

今回の改定により、資本費の回収率を整備進捗率に近づけることで下水道使用料が増え、その分、税金での補てん額が減ることになります。今まで補てんを受けていた税金は、他の事業の財源として活用することができます。

■汚水処理費用の負担のアンバランスを改善

合併処理浄化槽などで汚水を処理している人が支払っている費用と、下水道使用料とのアンバランスが改善されます。



下水道に使っていた
税金を減らすのね！

■お願い

下水道への接続を

現在、下水道整備が完了した区域で、92.3%の人に下水道をご利用いただいておりますが、より多くの人にご利用いただくと、生活環境づくりや下水道事業の経営に、より大きな効果をもたらします。



■下水道使用料の改定前と改定後(月額・消費税込)

月間水量	改定前	改定後	差 額
5m ³	486円	702円	216円
10m ³	1,188円	1,620円	432円
15m ³	1,890円	2,538円	648円
20m ³	2,592円	3,456円	864円
30m ³	3,996円	5,292円	1,296円
50m ³	8,532円	10,692円	2,160円

1カ月に20m³使う一般家庭では864円の値上げとなります

今後も重要なライフラインである下水道の維持管理を行うとともに、収益の確保や費用の削減により一層努めていきます。

使用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、平成30年4月からの下水道使用料の改定にご理解をいただきますようお願いいたします。



●問い合わせ先

上下水道局経営企画課 ☎354-8222 FAX 354-8249